

『礼記』「二名不偏諱」について

Er ming bù piān huì 二名不偏諱 of Liji

濱 口 富士雄

はじめに

夏平『急就集』の中に「二名不偏諱」和「二名不偏諱」なる考証がある。これは『礼記』「二名不偏諱」に関する近年の議論であるが、「偏」「偏」通仮説に対する音韻面からの確認と「偏」字説を主張した盧文弨への反駁とを中心とする。すなわち鄭玄の「偏謂二名不一諱也」という注釈を根拠に、「一一」は「偏」の意味に近く、もし「偏」字であれば、「一一」と注解できないとして、盧文弨に対して「古代漢語の言語学的基礎の浅薄な人は、古書を誤解することが免れない(小学根柢不深的人、誤解古書是不免的)」とまで評する。しかし問題はこれほど単純ではなさそうである。しかも夏平は、清代考拠学史上有名な事件である段玉裁と顧千里との確執でもこの問題が俎上に上ったにも拘わらず、それに言及せず、この問題の本質を全面的に捉えているとは言い難い。

『礼記』における「二名不偏諱」の表現は、「曲礼上」の「礼不諱嫌名、二名不偏諱」および「檀弓下」の「二名不偏諱。夫子之母名微在、言在不称微、言微不称在」の二箇所に見える。これは儒教礼制における避諱の一つの形態として、従来、国朝の先君や自分の父祖が二字名の場合、死後その上字と下字とを連続して同時に挙称することは許容されないが、実際の社会生活上、鄭注にも「その避け難きが為なり」

と説くように二字とも完全に避諱することの困難さから、二字いずれも単独で個別に用いたり発言したりすることは許容されると解されてきた。具体的には「檀弓下」の記述を踏まえて孔穎達『礼記正義』でも指摘するように孔子の母の名は「微在」であるが、『論語』に孔子の発言として「某在斯」(衛霊公)や「足則吾能微之矣」(八佾)が見られることが根拠とされた。²⁾

このように、経文自体の趣旨がほぼ明かであるにも拘わらず、この「二名不偏諱」の経文のテキストの確定に関しては「偏」かあるいは「偏」かの議論が決着していない。そして奇異なことに、「偏」字説に立つ段玉裁も「今の人は幸いにも『言微不称在、言在不称微』の文がある、そうでなければこの礼制は結局埋没して伝承されなかつた」と言い、一方「偏」字説に立つ兪樾も「幸いにも『檀弓』の『言微不称在、言在不称微』の文があるので、その意義が偏ではないことを証明しうる」と、それぞれが『礼記』「檀弓上」の同一経文を根拠に据えて逆の結論を導いたのである。

そこで本論では、諸説の論点を確認しつつ問題点を検証してゆく。まさに「偏」か「偏」かの一文字の考拠ではあるが、考拠学者における経書の字句に対する姿勢として、段玉裁の「一字一句の安妥も、また天地位し、万物育すの氣象なり」³⁾が物語る経書解釈への意念の一斑を窺う観がある。

一 毛居正による「偏」字説

「二名不偏諱」の校勘上の問題を提起したのは、南宋の嘉定一六年（二三）に国子監での経籍の刊正にも参与した毛居正である。『六経正誤』において、まず『礼記』曲礼上の経文を「二名不偏諱」と表記した上で「偏を偏に作るは誤りなり」と断定する。これは鄭玄注「偏謂二名不一諱也」および『正義』の「不偏諱者、謂兩字作名不一諱之也」を根拠にしたもので、さらにその内容を敷衍して次のように言う。

二字が名である場合、いっしょに用いるときは避諱する。もしも兩字をおのおの随所に用いるならば、かしこやここにおいて逐一にみな避諱しないのが、いわゆる「あまねくは避諱しない」である（二字為名、同用則諱之。若兩字各随处用之、不於彼於此一皆諱之、所謂不偏諱也）。

問題は、毛居正の解釈には、経文「二名不偏諱」や鄭注、あるいは『正義』「不偏諱者、謂兩字作名不一諱之也」からは読みとりえない条件として、「檀弓」の経文をそのまま用いた鄭注「孔子之母名微在、言在不言微、言微不言在」および『正義』の記述を踏まえた「もしも兩字をおのおの随所に用いるならば（若兩字各随处用之）」とする複名の二字をそれぞれ個別に用いるという単挙の条件を文脈を越えてあらかじめ設定していることである。つまり本来ならば単挙という「偏」字が担うべき意義をあらかじめの前提条件として取り込んでしまっている。そして単挙された個々の事例ごとに「不偏諱（あまねくは避諱しない）」を適用するのであるから、解釈上の破綻は生じないのである。

毛居正は、この「偏」字説を補強する文献上の根拠として杭州本『柳先生文集』の「讓監察御史状」を掲げる。すなわち柳宗元が新たに任命された「監察御史」には祖父の複名「察躬」の一字が用いられているために就任を辞退する上奏をした。これに対して下された宣書の記

述に「祖父の名は察躬であるが、礼経に従えば「二名不遍諱」であるから辞退すべきではない」と「偏」の同字「遍」が用いられていたことを根拠に、「礼記」は本来「偏」字であったとした。

さらに「偏」字とした場合は鄭注との整合性を失うことを指摘する。もし「二字はただ一字を避諱するだけではない（二字とも避諱する）」というならば、また意味は通じる。しかし鄭康成が注した文意とは一致しない（若謂二字不独諱一字、亦通。但与鄭康成所注文意不合）。

すなわち、毛居正は、この「偏」字を限定的の意味の副詞「独」として理解し、これに否定詞を加えて累加を表す副詞句「不独」として「一字を避諱するだけではない（＝二字とも避諱する）」と解釈したことから鄭注と合わないとした、と思われる。しかし「偏」字を限定的の意味の副詞とのみ困り込んで理解するのは一面的な解釈に過ぎず、この批判に説得性はない。

この毛居正『六経正誤』の見解は、鄭玄注および『正義』に依拠して敷衍することによって、経文の本来のテキストが「偏」字であったという主張である。しかし経文は「偏」字のまま伝承が久しいので、軽々しく改変しないと原本の保存に対する慎重な姿勢を言明する。⁶ さらに毛居正とほぼ同時期の岳珂（二二—三三）の『刊正九经三伝沿革例』⁷は毛居正の説をその解釈部分を省略して、校勘的事実の部分のみをそのまま承けつつ、改めて「蜀大字本」「興国本」の「礼記」が「偏」字に改経していた事実を指摘した上で、それらのように経文の改変を軽々に行わないと言うのであった。⁸

二 「偏」字説の諸説

毛居正の「偏」字説に対して、現行『礼記』の「偏」字こそが本来のテキストとして肯定する見解が現れたのは、管見の限り清代になってからである。

清初、万斯大(二六三—二六三)は、『礼記』の原テキストが現行の「偏」字のままであるとする。すなわち「二名不偏諱」を「二字を名とした場合は、ある一字を特定して避諱しない(二字為名者、不偏主一字諱之也)」と解釈する。これは経文「言在不称微、言微不称在」を連言命題、つまり「微を言えば在を言わないし、かつ在を言えば微を言わない」と両句が同時に成立する言説と見て、前句では「在」、後句では「微」を避諱しており、「ある一字を特定して避諱しない(不偏主一字諱之)」の内容を充たすとする。つまり「偏」を「偏主」と解して「偏諱」を複合動詞とし、「上字か下字かのどちらか一方の字を特定して避諱し、他方は避諱しない、これを偏諱という(若主定一字諱、一字不諱、是為偏諱)」と説くのである。この万斯大の見解は、毛居正とは異なり、鄭注や『正義』などの二次的な解釈の包囲から解放されて、直接経文に即した解釈、すなわち「以経解経」の実践で、現行テキストの「不偏諱」において十分に解釈が成立することを示した。

次に、校勘学に大きな足跡を残した盧文弨(一七七一—一七九七)は、『鍾山札記』「二名不偏諱」において、万斯大とは別の角度から岳珂の「偏」字説への詳細な駁論を展開する。ただし実質的には毛居正『六経正誤』への批判でもある。

もしその〔岳珂〕説のように「二名不偏諱」であれば、必ずある一字を特定して避諱し、別の一字は必ずしも避諱しないのであり、それでこそ「不偏諱」と言える。ところがいま「孔子言微不言在、言在不言微」を根拠として検討するに、二字とも避諱の対象となっており、ただその一字を単挙した場合は避諱しないだけである(若如其説、二名不偏諱、則必專指定一字諱、一字不必諱、始得謂之不偏諱。今以孔子言微不言在、言在不言微攷之、則二字皆在所諱中、但偏舉其一、則不諱耳)。

まず「不偏諱」は通常は部分否定と理解される構文であり、しかも対象は二字名で要素は二点しかないので、ある一字のみを避諱する(別の一字は避諱しない)意味になる。しかし「檀弓上」の経文「孔子言微

不言在、言在不言微」から、「微」も「在」も二字とも避諱の対象となるという結論を導いたのは、この経文を万斯大と同じ連言命題と解釈したからである。したがって部分否定の構文「不偏諱」では、ただ単挙の時は避諱しないだけ(但偏舉其一、則不諱耳)とも換言しうるこの経文の内容に矛盾すると指摘した。ところで、この経文を連言命題とする立場は毛居正・岳珂とも共通であるが、毛居正は単挙を自ら設定したあらかじめの条件とした上で、個別事例に「不偏諱」を適用する立場であるのに対して、盧文弨はそうした前提を設けず、直接に「不偏諱」の句意を分析することから、こうした逆方向の解釈に至ったのである。すなわち盧文弨は、文字通り「偏」字に単挙の意味を汲み取り、そこから「二名不偏諱」の意義を了解するのであった。要するに、この単挙の時は避諱しないという理解自体は毛居正とも一致するが、毛居正の解釈は経文としての「不偏諱」の表現を超越した前提条件をあらかじめ設定した点が問題であった。

さらに盧文弨は、毛居正・岳珂の校勘の根拠を分析する。まず、唐の柳宗元の文にのみ依拠して、同時代の韓愈の「諱弁」が引用する「二名不偏諱」に関して言及しない不備を指摘した上で「どうして柳宗元の文が、俗本による伝写の誤りでないことが確認できるのか、あるいは当時の勅書を起草した者の思い違いによる過誤かもしれず、依拠する価値はない」と排除する。ここで確認しておきたい事実は、該文の末尾に明示されているように、この宣書の起草者は杜佑である。そしてこの杜佑が編纂した『通典』に引用された『礼記』の該文は「二名不偏諱」に作る。この事実は盧文弨の論拠の補充になるであろうし、このことから杜佑の過誤であるよりは伝写上での誤りである蓋然性が高い。

続いて、顧千里(名、広圻 一七六一—一七九七)は「校書をしないことをもって校書する(以不校校之)」すなわち原テキストの形態をそのまま保存して軽々しく改書しない姿勢を文献批判の原則とし、段玉裁の文献に内在する論理、いわゆる「文理」に従って文献を積極的に改訂する校書

とは対極にあった。この顧千里は『撫本礼記鄭注考異』¹²⁾において毛居正の「偏」字説を非とする校勘上の根拠として、唐石経が「偏」に作る点、陸徳明『經典釈文』が「二名不偏諱」の前後における「偏」字に対してその都度「音遍」と音注を施しているにもかかわらず、ここにはない点、「正義」には「偏」に作ることへの積極的な議論が見られない点などを指摘した。

さらに鄭玄注を分析し、それが決して経文の「偏」字に対する注解でなかったと主張する。ただこの議論は顧千里の考拠の要所ではあるが、必ずしも明晰ではない。

鄭玄が「不一諱」と言っているのは、つまり「一」でもって「偏」を解釈しているのである。思うに「一」とは、すべて一字を片方だけ保持しているということである。ところが毛居正は鄭注と『正義』とを誤読してこのような憶説(偏字説)を作り出したのである(其鄭云「不一諱」者、乃以一解偏。蓋「一」者、皆偏有其一者也。毛誤読注及正義、造此臆説)。

すなわち、顧千里は、鄭注の「一」を、毛居正のようにあちらこちらで逐一にという意味で「偏」と解さず、個別の事例ごとに「すべてその一字を片方ずつ保持する(皆偏有其一)」と解釈して、片方ずつという意味で「偏」を解した。つまり一字を偏有しているそれぞれごとに避諱しはしない、と解釈したものと思われる。

また毛居正が杭州本『柳先生文集』に依拠したことに関して、『唐律』における「偏犯」¹³⁾を援引し、この語は当然「偏諱」を前提としたものであり、しかもその解釈に「単犯」とあることから、「偏」字以外考えられず、したがって柳文の「遍」は譌字とした。

また、沈涛(七七五?—一六二?)も『銅熨斗齋隨筆』「偏諱」¹⁴⁾において、顧千里とは別に独自の見地から「偏」字説に反駁する。やはり鄭注が引用する「檀弓上」の「言在不称微、言微不称在」に注目して、この両句が意味するところを分析し、「微」「在」二字が個別の状況において避諱の対象となつていて次のように論じる。

まさに、ただ一字を避諱するだけではない、と言うのであるから、これを「不偏諱」という。もしも「不偏諱」としたならば、「微」を避諱するか、あるいは「在」を避諱するかで、鄭注の意と合致しない(正謂不單諱一字、所以謂之「不偏諱」。若作「不偏諱」、則是或諱微、或諱在、与注意不合矣)。

沈涛は、「檀弓上」の経文を連言命題と解し、複名の両字をそれぞれ避諱の対象とするために、「偏」字を毛居正が或説として指摘したのと同じ限定用法の副詞と理解した。一方、「不偏諱」は部分否定の構文であるため、「微」か「在」かのどちらかだけの避諱、つまり「微を言えば在を言わないか、あるいは在を言えば微を言わない」として解釈をせざるをえず、鄭注と齟齬すると主張するのである。

さらに「開成石経」では「偏」に作ることを、また毛居正が当時通行の『礼記』に「偏」字に作る異本の存在を明示していないことから、宋代までの『礼記』がすべて「偏」字であったことを指摘した上で「わずかに誤つたテキストの柳宗元の文にだけ依拠して誤っていない聖經を改めようとするのは異常である」と評する。

重ねて「偏」字説を支持する新たな根拠として六朝と唐の文献を挙げる。「南史」「蕭琛伝」の「蕭琛が」かつて武帝に就いての偏諱を触犯し、帝は態度を堅くした。蕭琛は落ち着き払って『二名は偏諱せず』であるから、陛下におかれては「順」字を避諱されるべきではない」と言つた¹⁵⁾というエピソードにおいて、まさに「二名不偏諱」と表記されている事実によって六朝期における『礼記』経文は「偏」字に作らないこと、さらに当然「二名不偏諱」に由来すると考えられる「武帝に就いての偏諱」における「偏諱(複名の片方の諱)」の語が、もし「偏諱」であったならば、この「蕭琛伝」の記述は意味を成さないものであるから、『礼記』のテキストは「不偏諱」ではあり得ないと論定する。また『旧唐書』太宗紀上の武徳九年(六二六)における、「世」と「民」とを連続しない限りは避諱するに及ばないと太宗が皇太子の時に布告した勅令および高宗紀上の貞観二三年の有司の奏上における

引用には「先帝二名、礼不偏諱」とあることから、唐代以前の『礼記』に「偏」としたテキストは存在しないと断定する。

三 段玉裁の顧千里説への批判

段玉裁（二五五―二六五）は、まず「校書を行う者で、一字一句の異同についていい加減に見解を立て、文脈を見通して筋目の通った意味を追わず、好んで通常を嫌い新奇を喜ぶといった説を作った世の中を惑わすことを期待し、世の中には自分の学問の程度を測れる者はいないと認むならば、顧千里を手本とするがよい（校書者就一字一句異同鹵莽立説、而不觀上下文以求其義理、乃好為厭常喜新之説、以期眩天下、謂天下無能測我淺深、當以千里為鑑）」¹⁸と、顧千里の校書の姿勢やその杜撰さを徹底的に批判する。この延長線上で段玉裁は『經韻樓集』「二名不偏諱説」において、鄭注は、その冒頭の「不」字を脱落しているとして補いつつ、その「一一諱」を次のように解釈する。

「一一諱」とは、祖父や先君の二字名を口にしなければならぬ状況において、その一字を避諱し、さらに別の一字も避諱すること、これを「偏」というのであり、二者を逐一に避諱することである。（按一一諱者、謂人子人臣語言於二名、諱其一、又諱其一、是之謂偏。偏二者而諱之也）

これを承けて経文「不偏諱」の意味は「二字を逐一に避諱しない（不偏二者而諱之）」であるとして、以下のように分析する。

「二字を逐一に避諱しない」とは、言語生活上、複名の上字があるいは下字かを是非とも用いる必要が生じ、しかも絶対に他の字で代用しえない場合に、その一字のみ用いることである。一字を挙称してしまえば、その折の会話中では、断じて別の一字をもう挙称しない。これは、実に孝子忠臣の心情がその一字を口にする、もはや安定を欠き、むしろ確認せずとももう別の一字を口にする訳がないことに由来する。是非逐一に避諱したのであるが、社

会生活上に不都合があるので、人の心情に沿ってこのように礼を制定したのである。（不偏二者而諱之、則語言間或必用上一字、或用下一字、有断不能易者、用其一而已。既用此一矣、則一夕之話、断不再出彼一字。良由孝子忠臣之心道其一、已不自安、寧有不檢而更道其二之理。非不欲偏諱、而有所妨礙於人事、故緣人情而制礼如此也）

段玉裁の避諱の規範についての見解はかなり厳格である。本来は一字でも避諱すべきであるが、やむを得ず一字の挙称のみを許容するだけであると認む。

これは段玉裁とほぼ同時期の周広業（二五〇―二六六）の見解と重なる。すなわち周広業は明確に君父の二字名に対してその一字に言及するだけでも諱の触犯であるが、礼が単挙を許容する理由は、二字を連挙しなければその人を指すことにならないと見做すからである、とした上で次のように説く。

連挙しなくとも、二字同時に相次いでともに挙称することも許容されないのである。この意味は理解されにくい。したがって「檀弓」篇で「諱新」の下にただこの条（二名不偏諱）を配置し、さらに孔子（の母の名）の件を援引して手本としたのである。「言在不称微、言微不称在」での重点は、二つの「不称」部分にある。たまたま上字か下字かの一字を発言するのは許容されるが、さらにもう一字を挙称してはならず、挙称すれば触犯であると言うのである。すなわち避諱の方法を示したのである。……後儒はただ孔子が在字と微字とを発言したことをもって（「偏諱は」）避諱しないでよいとする根拠にするが、これは認識不足である。（然雖不連称、或二字同時相繼並舉、亦所不可。此義人未易曉、故檀弓于諱新下独列此条、又援孔子為準。言在不称微、言微不称在、所重在両不称。謂偶語及上下一字可也、不得更称及上下一字、称即为犯。乃教人所以諱之法也。……後儒但以孔子所言在字微字為不諱之拠、疏矣²⁰）

以上に見られる段・周の主張の趣旨は、経文「言在不称微、言微不称在」を排他的選言命題として解釈すること、つまり「微」かあるい

は「在」か、いずれか一方を称挙したならば、もはや他方は絶対称挙してはならないとする。つまり段玉裁、周広業は、避諱の根本理念である、君父の生前の名を一部でも発するに忍びないとする忠臣孝子の心情を外挿することで選言命題と解釈したのである。選言命題とする理解においては、段玉裁の説くごとく、ある一字を避諱するという部分否定の構文として「偏」字を用いることは、個々の事例においてもまたそれらの集合である全体においても矛盾はない。しかし、「同じ」偏字説に立つ毛居正は、「微」「在」のいずれでもその都度ごとに単挙である限りは避諱しなくてもよいとする連言命題としており、同じ「偏」字説でありながら両者は全く異なる認識を背景にしている。

さらに段玉裁は、単に部分否定の表現であるなら、「不皆」でもよいが、これを採らずに強いて「不偏」とした理由を説明する。すなわち「不皆」の意味は、全体を概括的(総計)に対象とする部分否定のニュアンスが強く、二名の内いずれか一方を避諱しない字と特定してしまうことになるが、「不偏」では、個々の事例ごと(散計)にその都度部分否定であることを確認するものに落ち着くと指摘し、こうした微妙な用語の配慮に「古聖賢の立言の精」が反映していると見るのである。しかし語法上は、いずれも畢竟部分否定であり、段玉裁が力説するような差異をもって解釈することは困難ではないかと思われる。

次いで「偏」字とした場合の問題点を析出する。

「偏諱」であれば、複名の二字において、ある一字を避諱する意味であるから、「不偏諱」は、かならず複名の二字をみな避諱する意味となり、その意味は正に経文と矛盾する。今の人は幸にも「言微不称在、言在不称微(微を言えば在を言わないか、あるいは在を言えば微を言わない)」の文がある、そうでなければこの礼制は結局埋没して伝承されなかった(偏諱則二名諱一之謂、不偏諱者、乃必二名皆諱之謂、其義適与経相左。今人幸有言微不称在、言在不称微之文、不則此礼竟泯滅不伝矣)。宋の毛居正『六経正誤』はすべて正しいとはし得ないが、この条だけは正しい。

この記述が「偏」字説否定の根幹となる部分であるが、構文解釈上の飛躍がある。すなわち段玉裁の解釈に即すれば、まず「偏諱」の「偏」を「一つについて」という意味の連用修飾語とした。この場合対象要素が複名の上字か下字かの二つであるから、「偏諱」に否定詞を付けた「不偏諱(二字を避諱しない)」は、必然的に「二名皆諱(複名の二字をみな避諱する)」となると結論づけたようである。しかし、「不偏諱」の意味は、段玉裁が導いたようには一義的には定まらない。

なぜなら、例えば「偏袒」のように、右かあるいは左かの二要素だけが全体で、しかも一方における動作が連動的に必ず他方のあり方を規定する条件を持つ語の場合は、確かに段玉裁が導いた結果になる。

「偏袒」の語義は「片肌脱ぎする」で、つまり「右肌脱ぎするか、あるいは左肌脱ぎする」という排他的選言命題が含意されているのであるから、「肌脱ぎしない」かあるいは「左右両方を肌脱ぎする」かになる。ところで「偏諱」の場合は、二字名の上字と下字という二要素が対象で、一見「偏袒」と条件が類似する。ところが条件を吟味すると、要素は二つに限定されはするが、これらは単独でも出現して相互に連動することもなく、片方ずつでも任意に対象化でき、決して「偏袒」と一致した条件とはなっていない。したがって「偏諱」の意味は「上字を避諱する」あるいは「下字を避諱する」という非排他的選言命題であって、連動しないから一方を避諱したとき他方を避諱しないことが必ずしも含意されない。しかしながら両方とも同時に避諱しないことはあり得ない故、否定詞を加えた「不偏諱」の意義は、「上字を避諱しない(＝上字を挙称する)」か「下字を避諱しない(＝下字を挙称する)」、あるいは「両字を同時に避諱する」となり、決して一義的に「不偏諱」＝「二名皆諱」とならないだけでなく、上字か下字かを単称することも含意されており、要するに段玉裁は選言命題における排他的と非排他的との条件の相違を見誤っていたと言わざるを得ないのである。段玉裁には、対象を二要素としてその「一方に対して」という意

味を表す「偏」の連用修飾用法による「偏諱」に対する分析の不備があり、段・顧の相違は「不偏諱」に対する構文理解の分歧に起因するのである。

続いて段玉裁は、「檀弓」の經文を選言的命題とする独自の解釈を背景に、顧千里の「偏」説を逐条批判していく。

まず、顧千里の「鄭玄は『一』でもって『偏』を解釈していることであり、『一』とは、すべて一字を片方だけ保持しているということである（皆偏有其一）」という主張に対して、

ただ「一」だけを掲げて「偏」としたならば、經文は「二名則偏諱（二名であれば一字を避諱する）」と言うべきであって、なぜ「二名不偏諱」というのか（僅挙一為偏、則經当云「二名則偏諱」、何以言「二名不偏諱」也）。

確かに「偏諱」は「一字を避諱する」ということで、段玉裁の主張するように「二名則偏諱」でもよさそうである。実際に陳垣は『避諱举例』において「二名偏諱」という項目を立ててこの問題を論じている。段玉裁の場合、ある一連の場合では、一字のみの挙称しか想定されていないので、「二名則偏諱」でよい。しかし連言命題の立場にあれば、単称の限り、二字とも挙称されることがある。この状況ではその挙称している字、つまり対象の字は、この「二名則偏諱」が言及していない方の字である。例えば上字が挙称された場合、「下字を偏諱する」と非在の下字について言及することになるのである。もちろんこれは論理的に問題はないが、挙称した方の字に対する処置が取り残されるので、実際の避諱という情況のもとでは現実的ではなく、当然挙称されている要素についてこそ「偏諱しない」とする対処は不可欠であろう。しかも六朝時期に「偏諱」の語は二名の内の挙称された方の一字を指す語として使用され、かつそれは『礼記』の「二名不偏諱」に由来すると推定される歴史的な経緯を考慮すると、經文における本来の「偏諱」が指示した対象は挙称された方の字であったと見るのが自然であり、段玉裁の言うように「二名則偏諱」と表現することは不自然で現

実的ではないように思われる。⁶²⁾

続いて、顧千里が『唐律疏議』の「偏犯」に「偏諱」を対応させた点に言及する。まず『唐律』の「偏犯」を、『唐律疏議』が「複名で一字の触犯（複名而単犯）」とする記述と「偏諱」との関係について次のように言う。

私は思うに、『唐律』の奏事犯諱条の「二名で一字の触犯の場合は罪としない」は、おのずから唐人の慣用語であり、礼經の意図を採用しただけであって、『礼記』の「偏諱」の字を採用したのではない。顧千里が「偏犯」は取りも直さず「礼記」の「偏諱」と説いたごくであれば、經書には「一字も偏諱できない」といい、律には「一字を触犯しても罪としない。二字を触犯するものは罪となる」ということである。なんと礼が厳しく、律が緩いことか。どうして後人の律は聖人の礼に由来しないことがあるのか。（愚按

此奏事犯諱条二名偏犯不坐、自是唐人語用礼之意、而非用礼之偏諱字。如千里說偏犯即礼之偏諱。然則經云不可偏諱一字、律云偏犯一字不坐、犯二字者乃坐。何礼之嚴、而律之寬。豈後人之律、不出於聖人之礼耶）「偏犯」は単なる唐代の慣用語に過ぎず「礼記」の意を用いてはいるが、『礼記』で使用されている「偏諱」の語を用いていないという段玉裁の解釈はいかにも苦しい。またすでに論及したように、段玉裁の「不偏諱」についての理解には誤解があったのであるから、この議論もその延長上のものでしかないということになる。

引き続き段玉裁は、『礼記』が本来の「偏」字から「偏」字に誤写した時期を推定し、『五經正義』は、貞觀七年（六三三）に完成したが、永徽四年（六五三）に再次修訂して定式として天下に頒布した。『唐律疏議』も同じ永徽四年に進呈され、この時『礼記』は誤らず、さらに柳宗元が監察御史を拝した貞元十五年（七九五）においても『礼記』は誤らなかつたとする。ところが、開成二年（八三三）の開成石經⁶³⁾に至って「偏」を「偏」に誤る、と指摘する。

最後に、鄭注を改訂したことに対するコメントをする。「偏」字説に

立つ段玉裁は、「不」字が脱落し、しかも「偏」字であるとして鄭注は「不偏、謂二名不一諱也」が本来のテキストとすることが、きわめて好都合であることは明白である。したがって限界のある証拠主義的な実証を越えて、文脈に内在する論理すなわち文脈上の圧力に従って文献批判を行うという段玉裁の解釈学的な校書理念が発揮された。

鄭注の「不偏謂二名不一諱也」を考慮すると、文脈上の論理からは必ずこうなる。各本は上の不字を脱落させているので、ますます学者を混乱させてしまう。一般にこうした事例は、必ずしも証拠があつて初めて改訂できるというものでもない(按注不偏謂二名不一諱也、文理必如是。各本奪上不字、則愈令学者惑矣。凡若此類、不必有証佐而後可改)。

しかし、鄭玄注については、現行の「偏謂二名不一諱也」の外に、『通典』礼六四の「偏諱二名不一諱也」が確認されるが、「不」を加えたものはない。そこで改めて「偏」ないしは「偏諱」が「不一諱」であるとして理解した場合に、不都合があるかを検討してみる。「一一」については段玉裁、また夏平が指摘したごとくまさに「偏」に対応させた語釈である。しかし、それに否定詞「不」を冠することで、「偏」の否定の意味としての「偏」あるいは「偏諱」が明確に意義づけられれば、現行の鄭注のままで不整合はないと思われる。「偏」ないしは「偏諱」とは、「一一」つすべてに亘つて「避諱」するのではない¹¹。「どれか一つにおいて」(避諱)する¹²ということを意味するのである。したがって「偏」とは「不一」の意味で、「一一」が「偏」であり、「偏」は「不偏」であるから、「偏」の意味として「不一」を示したとしても問題はない。すなわち『左伝』成一五「桓氏雖亡、必偏」の杜預注「偏、不尽」(「淮南子」主術の高誘注に「偏、猶尽也」とある)、あるいは『礼記』樂記「礼粗則偏矣」の「正義」には「偏、謂不周備也」(『礼記』玉藻「命之品嘗之」の注「必先偏嘗之」の「經典釈文」に「偏、本又作備」とある)とあり、これら是对義の語に否定詞を冠することで意味を説明する注釈方式を採っており、この鄭注「偏謂二名不一諱也」の例も

これらに重なるものとして理解できる。ところで王鳳陽『古辞弁』²³には、「遍、亦作『偏』、『説文』『匝也』。『遍』是周遍的意思、所在皆有、無一遺漏叫『遍』。……『遍』的反面就是『偏』了、不普遍、只涉及一部分不涉及一部分叫『偏』。……『左伝』莊公十年『小惠未遍、民弗从也』、『未遍』是未能及于每一個人、只有一部分受惠」と解説されており、「偏」は「不一」(不偏・未遍)という注釈の形が自然であり、整合性もあつて段玉裁の文理による「不」字の補足が短絡的であつたことの旁証ともなろう。

四 段玉裁説への批判

顧・段論争の後、この問題において顧千里に加担したのが俞樾(二八三)である。俞樾は『群經平義』²⁴において「二名不偏諱」の表現における最も基本的な字義の分析から始める。

「偏」は「全」に対応して言う。二字を名とした場合、「二字とも」全挙するのは不可だが、「二字の中どちらか」偏挙するのは可である、ということである。孔子の母は名が「徴在」であるが、これは全挙である。「在」を言えば「徴」を挙称せず、また「徴」を言えば「在」を挙称しないなら、これは偏挙である。もしも、孔子が「徴」を言つてはならず、「在」を言つてはならなかつたら(つまり偏諱するとしたならば)、『論語』の「足則吾能徴之矣」(八佾)および「某在斯、某在斯」(衛靈公)の類は、みな母の名をもつて避諱することになり、その全(二字)を避諱するのみならず、その偏(一字)も避諱することになる。したがって『礼記』の作者は特にこのこと(偏挙であれば可である)をはっきりさせるために「二名不偏諱」と言つたのである。これで文の意義は非常に明晰となった。(偏者对全而言。言一字為名、全挙之、則不可、偏挙之、則可也。夫子之母名徴在、此全挙之也。言在不称徴、言徴不称在、此偏挙之也。若謂孔子不当言徴、不当言在、如足則吾能徴之矣及某在斯、某在斯之類、

皆以母名而避之、則不特諱其全、并諱其偏矣。故記人特明之、曰二名不偏諱。此於文義甚明)

すなわち、兪樾は「偏」を修飾用法において理解し、また経文「言在不称微、言微不称在」については連言命題と解して「微」「在」はどちらも単挙であれば許容されると見る。

続いて『唐律』の「偏犯」に論及し、これは紛れもなく『礼記』に依拠した用語であることを明らかにした上で『礼記』が本来「偏」字に作っていたと論じる。

『唐律』奏事犯諱条の「二名偏犯不坐」、これは取りも直さず礼経に基づく。複名の一字を犯すのを「遍犯」と言うのであるから、その一字を避諱するのを「偏諱」と言う。「遍犯は罪せず」とは取りも直さず「不偏諱」の意味である。古本『礼記』が「偏」に作り「偏」と作らなかつたと証明しえた。……顧千里『礼記攷異』がとくに毛居正の誤りを正したのに、段玉裁『経韵楼集』では却って毛説を用いて「偏」が是で「偏」が非であると言うのはどうしたことか。

『唐律』の「偏犯」と「偏諱」との関係は、この兪樾の説明が妥当であり、段玉裁の見解はかなり強引なものと言わざるを得ない。

次いで、兪樾は「偏」および「偏」を用いた場合のそれぞれの経文解釈を試みる。

「偏」の語義は「皆」である。「不偏諱(みなは避諱しない)」と言え、ただ一字のみを避諱して他の一字は避諱しなくてもよいのかのように疑われてしまう(偏之言皆也。言不偏諱、則疑若二名止諱一字、其一字可以不諱者。「偏」の語義は「単」である。「不偏諱(単独で避諱しない)」と言え、二名は本来すべて避諱しなければならぬが、実際の言語状況で、どうしても回避できなければ、上の一字を挙称して下の一字は言わないか、下の一字を挙称して上の一字を言わないかするのは、可である。これがまさに礼経の用字法の厳密さなのである(偏之言単也。言不偏諱、則見一名固皆当諱、然

語言之間、必不可避、則或言上一字而不言下一字、或言下一字而不言上一字、可也。此正礼経用字之密)。

「不偏諱」の意味に関する兪樾の指摘は、まさに段玉裁がみずから意図した解釈そのものである。つまり段玉裁は「檀弓上」の経文を選言命題として解釈するが故に、一連の発言やテキスト全体において二名の内のある一字を避諱するだけで、別の一字は避諱しない、とした。したがって、段玉裁の解釈に従う限り「不偏諱」に対する兪樾の批判は的外れとなる。つまり問題とすべきは、その解釈の前提となるべき経文「言在不称微、言微不称在」自体の言説をいかに解釈したかであった。

そこで兪樾は次のように結論づける。

もし毛居正の説によつて「偏」を「偏」に改めようとしても、幸いにも「檀弓」の「言微不称在、言在不称微」の文があるので、その意義が偏ではないことを証明しうる。二名はただ一字だけを避諱すべきであると言うなら、臣下や人士は先君や父祖の二名に對して避諱しなければならないのはどの字かを判断できなくなる。一字の誤りで、経文の意味がかけ離れてしまうのであり、段玉裁はどうも経文への深い思索がないのではないか。(使従毛説改偏為偏、則幸有檀弓「言微不称在、言在不称微」之文、足以証明其義不然。鮮不謂二名止当諱一字、臣子於君父二名者、幾不知所当諱之為何字矣。一字之譌、文義懸絶、段君無乃未之深思乎)

段玉裁と同様に「言微不称在、言在不称微」に依拠した論断であるが、兪樾はこれを連言命題と認識したことに起因して結論が分岐した。ところで兪樾はここで段玉裁の説の不備として、どの字を避諱するか判断できなくなることを問題視したが、段玉裁は、自らの判断で避諱する字を決定するのではなく、差し替え不可能な事態に当 faced した一字をやむを得ず挙げると説くのであるから、やはり有効な批判とはなり得ていない。要するにこの分岐が経文「言微不称在、言在不称微」の解釈の差に由来することに兪樾自身が気付いていないのである。

五 「偏」「偏」通仮説

「王念孫(七四一—八三)の「二名不偏諱」に関する考拠は、『讀書雜誌』で「墨子」における「偏」「偏」の通仮に対する考証の旁証として論及され、通仮の根拠とした鄭注「謂二名不一諱也」は「偏」字を前提として注解したとの認識に立つ。また『經典釈文』に音注がない点については、この「偏」を陸德明が「偏頗」の意味に誤読したためとす。要するに王念孫は、古文獻においては漢字の形体に拘束されることなく、その負荷する音が表示する語の意義が重要であるとの考拠理念をもつて清代考拠学を高い水準にまで引き上げた立場から、古代文獻が決して字形において規範的ではなく、通仮が一般であるとの認識を持つ。そこで、「古代は偏字を偏字と書くことが多いので、わざわざ字を改めるまでもない(古多以偏為偏、不煩改字)」と「偏」を伝写の誤りではないとしてその表記を肯定し、「偏」字をそのまま「偏」の意味を担う通仮字と認識するのである。

王念孫の考拠理念を承けた朱大韶(二五—一六四)は、その『実事求是齋経義』「偏偏弁」において従来の「二名不偏諱」に関する校勘や考証を歴観した上で、段玉裁の見解を支持する。

まず段玉裁と同じく現行の鄭注は「不」字を脱字しているとして「不偏諱謂二名不一諱之也」と校訂をする。そしてこの「不一諱」は「不皆諱」と言うのと同じであるが「皆」と言わずに「一一」とするのは、経文の「二」字を解釈したものとし、「これはまさに古人の経書解釈の精密な部分である」と評価する。したがって、顧千里のように「一」をもって「偏」に引き当てて解釈したというのではない(非所云以一解偏)とし、以下のように分析する。

「一」でもって「偏」を解釈すれば、経文を「不一諱」と解したことになる。「不一諱(一つ避諱するだけでない)」は、複名の二字をことごとく避諱することである(以一解偏、則是解経為「不一諱」。

「不一諱」則二名尽諱之矣。

これは段玉裁の顧千里への批判(偏諱則二名諱一之謂、不偏諱者、乃必二名皆諱之謂)と同じで、「偏二一」をとすれば複名の二字はすべて単挙でも避諱しなければならなくなると解したのである。

次いで、二字はすべて避諱の対象にはならないと主張する。これは段玉裁が「非不欲偏諱」と、すべてを避諱したいとする立場とは対立する。すなわち『礼記正義』が『論語』の事例を挙げ、それに対して「一々「是言微也」「是言在也」と明示する意義を解釈して、

二字を名とした場合は、あまねく避諱するには及ばず、その一字を偏挙しうることを言うのである(謂二字作名、不須偏諱、得偏挙其一)。

「得偏挙其一」はまさに部分否定の裏の表現として可能である。しかし、問題は、すでに盧文弨らによって指摘されているごとく、対象全体に対して「不偏諱」とした場合は、どちらかに特定され、この朱大韶の言うように二字はいずれも避諱の対象にはならないとする訳にはいかない。ただ毛居正があらかじめ導入した条件のように、その都度個別の事例に適用した場合のみ、その時どきに偏挙の対象が決定され、結局は両字がそれぞれ偏挙されるのである。

また、複名の二字はすべて避諱の対象である(二字皆在所諱中)とする盧文弨の見解を意識して、その解釈上の問題を指摘する。すなわち盧文弨は「本来すべて避諱する対象であるが、その一字を偏挙した場合、避諱しない(偏挙其一、則不諱)」と言うが、これは必ず

経文を「二名偏不諱」と改めてやつと表現が適うのである。これは盧文弨の説のように解釈すれば、経文の構文は本来のものとは異なるとする主張である。また夏平も、盧文弨のこの「偏挙其一、則不諱耳」とする説解は「増字解経」の弊を犯していると指摘した。しかし盧文弨は経文「二名不偏諱」の意義を分かり易く解釈したものであるから、その解釈の表現自体に拘るこうした反駁は正當なものとは言い難い。しかも盧文弨のような理解の仕方は、唐の顔師古(五—一六四)

が「匡謬正俗」「複名」においてすでに異質の文脈の中で「今もしも一字を挙称したとするならば、どうして避諱しないでいられようか（今若偏挙、安得不諱乎）」と表現されており、盧文弼のみの増字解経ではなく、その先例があったともいえる。²⁷⁾

また旁証として、『唐律』の「偏犯」に言及し、「偏犯とは、複名においてその一字に触犯することであり、ただ二名はあまねくは避諱しないのであるから、一字を触犯しても罪としないのである（偏犯者二名而犯其一、惟二名不偏諱、故犯一字者不坐）。さらに唐の太宗の勅令に言及して、そこでの「両字は連続して読まない（両字不連続）」という記述の意味は、「つまり『在』と言い『微』と言う」という意味である（即言在言微之義）」と単挙した場合は複名の二字とも挙称できることと理解して、二字とも避諱の対象とする盧文弼の説が誤りであることが分かったとする。確かに「偏犯」は「偏挙」であって「偏諱」ではなく、ちょうど逆の関係である。したがって表現としては論理上成立するが、現実問題として、避諱字である「世」を挙称しているとき、この「世」を問題としないでテキスト上では非在の「民」字を偏諱しているというような表現が意味を持つかどうかという、すでに段玉裁の部分でも論じた疑義が再浮上する。要するに挙称されている「世」字そのものを避諱すべきか否かが問題となるはずである。ただし問題は、上字にせよ下字にせよ挙称された一字ごとの個別事例では、毛居正のように都度「不偏諱」と表現しうるが、個別事例を包括する全体においては、上字も下字もともに挙称されていて「不偏諱」に矛盾する状態となる。結局、個別の集合としての全体を矛盾なく包括的に表現するならば、「不偏諱」が最も適切となる。つまりある全体に対して、単用された上字や下字がともに避諱されていない状態を部分否定の構文である「不偏諱」によって表現することはできないのである。

要するに経文「言微不称在、言在不称微」を段玉裁のように排他的選言命題と理解した場合は「不偏諱」と表現でき、段玉裁はこの見地から「偏」字説を主張した。しかし前・後句を同時に成立させる連言

命題とみる場合は「不偏諱」と表現しえない。なぜなら「在」および「微」は、ともに避諱する対象にも、また避諱しない対象にもなるからである。

さらに朱大詔は「偏犯」と「偏諱」との関係に及ぶ。『唐律』の「偏犯不坐」は、「不偏諱」と意味が同じであるが、顧千里の「偏挙其一」は関係がないとする。これには問題がある。「偏犯」は無条件に上字か下字かどちらを挙げてよいが、「不偏諱」の場合は、すでに論じてきたように、個々の事例で対応する場合と全体的に対応する場合とでは内容が異なるので一義的に決定できないからである。

最後に、王念孫の通仮説を踏襲して段玉裁の改字を批判する。「偏」「通仮説の立場から、通仮字「偏」のテキスト上での変更を不要とする。したがって段玉裁が唐石経を誤りとするのを漢の班固『白虎通』姓名篇、唐の顔師古『匡謬正俗』および杜佑『通典』での引用文がすべて「二名不偏諱」である事実をもって退ける。そして経史に亘る語文獻において「偏」「偏」通仮の事例を詳細に考証し、段玉裁の校書を批判する。

「不偏諱」は取りも直さず「不偏諱」である。……經典解釈をする者は、古人の通仮字においては、心にその意味を了解すれば、可である。その通仮をわきまえずに故意に説を作り出すのは当然ながら不可であり、さらにその通仮であることを理解しながら直ちに改字してしまうのもまた不可である（不偏諱即不偏諱。……釈經者、於古人通借之字、心知其意、可也。不知其通借而意為之説、固不可、知其為通借而徑改亦不可）。

要するに通仮説の見解は、「二名不偏諱」における本字を「偏」として、「偏」はその仮借字であるとする立場であるから、段玉裁のように「偏」に改字する主張に対しては古典文獻における字形に拘束されないテキスト現実を理解しないものとして批判するのであり、一方では毛居正の説のように本来は「偏」であるが、伝承が久しいために「偏」のままにする立場とも異なり、本来「偏」であるが、そのまま「偏」

と解釈する立場である。

しかしながら、以上の行論で明らかかなように「偏」の意義で了解できるこの『礼記』「二名不偏諱」の場合は通仮とすることはできない。

まとめ

「不偏諱」説への批判は、盧文弨からは「二名不偏諱、則必專指定一字諱」、沈澍からは「若作不偏諱、則是或諱微、或諱在」、そして俞樾からは「言不偏諱、則疑若二名止諱一字、其一字可以不諱者」とそれぞれ同軌の指摘があったように、構文上いわゆる部分否定と解され、したがって必然的に対象が二要素に限定される複名の中どちらか一字を特定して避諱することになるという点に絞られた。つまり「不偏諱」では、「檀弓上」の経文「言在不称微、言微不称在」を連言命題とする解釈に矛盾するということであった。ただし毛居正は単挙というあらかじめの条件を外挿することでこの矛盾を回避していた。しかし「不偏諱」を強く主張した段玉裁は「言在不称微、言微不称在」を選言命題と解釈していたためこの議論はかみ合わなかった。すなわち「不偏諱」か「不偏諱」かの問題は、実は「言在不称微、言微不称在」を連言命題と解するかあるいは選言命題と解するかの解釈の差異に帰着するのであった。

ただし『礼記正義』が挙例したように、『論語』での孔子の発言を検討する限りでは結論を導きたい。孔子の個別の発言に注目すれば、選言命題としても理解されるが、『論語』全体（孔子の発言の総体）としてみた場合は、時間的に異なる発言を空間的に寄せ集めた形において連言命題としても理解できる。したがって、たとえば孔子の同じ発言すなわち時間的に同一の発言の中に「微」「在」が単独でそれぞれ用いられた事例が存在すれば、問題なく連言命題といえるのであるが、それは見出せない。しかし歴史的な記述の中では、以下の事例が示すように連言命題として認識されてきた経緯が明らかであろう。

まず、西晋末から東晋にわたる五胡十六国期の慕容徳（在位三六一—四〇五）の発言に「漢の宣帝は役人や民衆が諱に触犯するのを憐れんで名を改めた。朕も今、備字を増して復名にし、臣下たちが避諱する道を開きたいと思う」と漢の宣帝の故事を援引し、改名により民への憐憫の意を表明するものである。宣帝の名は「病已」であり、「二名不偏諱」の礼規定から連続しない限りは単独使用は許容されるが、当天子の複名はその一字でも表示することへの抵抗感があったと考えられる。そこでどちらも使用度の高い「病已」という二字名から、単名でしかも「分かりにくくて避諱しやすい」字である「詢」への改名は、民への同情を示す上では効果的であった。慕容徳の場合は単名から複名へと形の上では転倒しているが、避諱による日常生活での不自由のみならず、刑法上の触犯をも回避する趣旨は同じで、まさに常用字で避諱し難い単名「徳」を「備徳」と複名にすることで、単挙である限りどちらでも避諱しないとする連言命題の認識に沿って「徳」字の単独使用の道を開いたのである。

初唐の顔師古の『匡謬正俗』「複名」³⁰⁾では、当時複名においてその内の一字を省略してあたかも単名のように称することが流行したこと³¹⁾に対して、『礼記』の文に拠れば「二名不偏諱」である。ところが今もしも一字を挙称するならば、どうして避諱しないでいられようか依礼文、二名不偏諱。今若偏挙、安得不諱乎」と批判した。この批判は、複名を単称することが通行した場合、単称に常用している文字は避諱の固定した対象となり、せっかく礼制の下、本来上字あるいは下字を偏挙しても許容する「二名不偏諱」なる避諱規定、すなわち連言命題としての規定があるにも拘わらず、これが形骸化されてしまうという指摘である。

またすでに上で見た唐の太宗の勅令における「官号や人名、公私の文書に世・民の二字があっても連続しないものは、すべて避諱するに及ばない（其官号人名公私文籍、有世民兩字不連続者、並不須諱）」という表現は明らかに連言命題としての理解に拠るものである。

さらに毛居正によって援引された中唐期の柳宗元の故事も、まさに朝廷側が連言命題として認識した上での慰留であり、毛居正もそう理解して引用していた。

以上から、少なくとも文献的に検証し得た限りでは南北朝から唐代の『礼記』は「偏」字であり、しかも「偏拏した場合、避諱しない」とする認識が一般的であったと確認された。したがって経文「言在不称微、言微不称在」は、単称する限りは複名のどちらを挙称することも許容されると連言命題として解釈されていたことは自明で、『礼記』の原テクストは「不偏諱」であったと見ることが妥当であろう。

《注》

- (1) 夏平『急就集』中華書局香港分局、一九七七、三一四頁。
- (2) 『論語』において「在」字は孔子の発言として一八章二九箇所、「微」字は孔子の発言として一章三箇所での使用が確認できる。
- (3) 段玉裁『娯親雅言序』『経韵楼集』八、『段玉裁遺書』大化書局、一九七七、一〇〇頁。
- (4) 毛居正『六经正誤』、『通志堂经解』四〇、漢京文化事業有限公司、三三二頁。鄭玄注は十三经注疏本『礼記正義』では「偏謂二名不一諱也」に、『礼記正義』は標起止も「不偏諱」に、ただし「檀弓上」篇では「此一節論不偏諱之事」に作る。
- (5) 柳宗元『讓監察御史狀』『柳河東集』三九、中華書局香港分局、一九七二、三四一五頁。柳宗元の文集は『四庫全書總目提要』に拠れば「宋時已有四本」とあり、また文集の「凡例」に拠っても「闕京杭蜀及諸郡本、互有異同」とあるごとく、南宋時期においてもテキストとしては各種存在した中で、善本が多いとされる杭州本ではあるが、毛居正のようにこれにのみ依拠することは問題というべきであろう。
- (6) 阮元『十三经注疏校勘記』にもこの箇所は毛居正の説を全面的に採用する。

- (7) 岳珂『刊正九经三伝沿革例』「考異」、『叢書集成新編』二、新文豊出版公司、一九八五、七〇〇頁。
- (8) 王雲海、裴汝成『校勘述略』南海大学出版社、一九八八、六頁に拠れば、『刊正九经三伝沿革例』は岳珂の手で現行の形に整えられたのではなく、それは元初になってからとされる。
- (9) 万斯大『二名不偏諱』、『礼記偶箋』一、『皇清经解統編』一、芸文印書館、一九六五、三三頁。
- (10) 盧文弨『二名不偏諱』、『鍾山札記』三、『叢書集成新編』一三、五九頁。
- (11) 韓愈『諱弁』『昌黎先生集』「雜著」一二、江蘇書局重刊、一八九九、三二丁に「律曰二名不偏諱。積之者曰、謂若言微不称在、言在不称微、是也。……夫諱始於何時。作法制以教天下者、非周公孔子歟。周公作詩不諱。孔子不偏諱二名」とある。
- (12) 張敦仁『礼記鄭注考異』、『皇清经解統編』一五、復興書局、一九六一、二四二頁。名目上は張敦仁の考異であるが、顧千里が南宋淳熙四年撫州公使庫本『礼記鄭注』に対して校勘を行ったものであるから、段玉裁もこの考異への批判を直接顧千里に向けている。神田喜一郎『顧千里先生年譜』、『神田喜一郎全集』二、同朋舎、一九八六、三八頁の嘉慶二年の項に「張敦仁の撰したるものと表面はなつてゐるが、勿論千里の手になつたものたることは確である」と指摘あり。また李慶『顧千里研究』上海古籍出版社、一九八九、三七頁にもこの指摘を承けて「顧千里將己所作《礼記攷異》署張敦仁之名」とある。
- (13) 長孫無忌等『唐律疏議』中華書局、一九八三、二〇〇一頁に「即為名字觸犯者、徒三年、若嫌名及二名偏犯者、不坐。【疏】議曰、及二名偏犯者、謂複名而单犯、並不坐」とある。
- (14) 沈涛『銅熨斗斎隨筆』二、『叢書集成新編』一三、三六頁。
- (15) 標点本『南史』蕭琛伝、中華書局、一九七五、五〇七頁。ここでの『礼記』の引用は原本が「二」を脱していたが、標点本は補う。「武帝偏諱」の「偏諱」については、梁の武帝蕭衍自身は单名であるから、その父蕭順之の複名に対する表現である。また標点本『南齊書』薛淵伝、中華書局、一九七二、五三頁に「本名道淵、避太祖偏諱改」と

あり、標点本『梁書』太宗王皇后伝、中華書局、一九七三、一頁頁に「父驚、字思寂、本名玄成、与齐高帝偏諱同、故改焉」とある。これらの記述から、南斉の蕭道成(太祖・高帝)の「道」「成」のどちらも「偏諱(片方の諱)」と称し、しかも一つを特定することなく、それぞれ避諱の対象とされたことが確認される。

(16) 陳垣『史諱举例』四四「二名偏諱例」、『史諱譜例三種』世界書局、一九六六、七五頁に「自王莽禁二字為名後、单名成俗者二三百年。其時帝王既無二名、自無所謂偏諱。宋齐而後、二名漸衆」と指摘されたように、「偏諱」は南北朝になって史書ににわかに登場するようになる。

(17) 標点本『旧唐書』太宗紀上、中華書局、一九七五、元一三頁の武徳九年の項に「令曰、依礼、二名不偏諱。近代已来、両字兼避、廢闕已多、率意而行、有違經典。其官号、人名、公私文籍、有世民両字不連続者、並不須諱」とある。また『貞觀政要』七、礼楽二九にもあり、『通典』礼六四・沿革六四・凶礼二六にはやや詳しく記される。これら二書は『旧唐書』の「不連続者」を「不連続者」に作る。

(18) 段玉裁『礼器先王之立礼也有本有文』、『経韵楼集』一一、『段玉裁遺書』大化書局、一九七七、二〇三頁。段玉裁の「文理」に依存する校書姿勢について拙著『清代考拠字の思想史的研究』第六章「段玉裁の儒学としての校書」、国書刊行会、一九九四に些か論じてある。

(19) 段玉裁『二名不偏諱說』、『経韵楼集』一一、『段玉裁遺書』、一〇七四頁。

(20) 周広業『経史避名彙考』明文書局、一九八一、四三頁。

(21) 『史諱举例』四四「二名偏諱例」で、陳垣は「二名偏諱」として項目を立て「偏」字を支持する。

(22) 段玉裁は開成石経に対して「此固名儒所不闕者、不得因其有数字勝於俗本者、遂以燕石為結緑也」と言つて酷評するが、皮錫瑞『経学歴史』芸文印書館、一九六六、一九四頁は「漢熹平刊石経之後、越五百年、而有唐開成石経。此一代之盛舉、群經之遺則也。……而所刊石経、不滿意、史臣以為名儒不窺。当時並無名儒、窺不窺無足論、而自熹平刊石経散亡之後、惟開成石経為完備、以視兩宋刻本、尤為近古」と言つて開成石経を評価する。

(23) 王鳳陽『古辞弁』吉林文史出版社、一九九三、六六一七頁。

(24) 俞樾『群經平義』、『春在堂全書』一、中国文献出版社、一九六八、三五—六頁。

(25) 王念孫、高郵王氏四種之二『讀書雜誌』七之二、「偏」、江蘇古籍出版社、一九八五、五五頁。

(26) 朱大韶『実事求是齋経義』二、『皇清経解続編』一一、六五四—五頁。

(27) 王引之、高郵王氏四種之三『経義述聞』三二「通説下」、江蘇古籍出版社、一九八五、七二頁に「増字経解」の項があり、「乃於文句之間、増字以足之。多方遷就而後得申其説。此強経以就我。而究非経之本義也」とその問題点を説く。

(28) 「南燕録」『十六国春秋』、『叢書集成新編』一一四、三頁に「即皇帝位於南郊、大赦。改元為建平元年、又曰、漢宣憫吏民犯諱、故改名。朕今増一備字以為復名、庶開臣子避諱之路」とある。

(29) 標点本『漢書』宣帝紀、中華書局、一九六二、三三頁、元康二年の項に「聞古天子之名、難知而易諱也。今百姓多上書触諱以犯罪者、朕甚憐之。其更諱詢」といい、初名の「病已」から「詢」に改名した。

(30) 顔師古『匡謬正俗』六、『叢書集成新編』三八、五七頁。

(31) 複名を一字だけで呼称することは古代においても行われ、顧炎武、原抄本『日知録』二四、明倫出版社、一九七〇、六六—六頁に「古人二名止用一字」の考証があり、また楊樹達『古書疑義举例統補』、『古書疑義举例五種』中華書局、一九五六、一七九頁に「二字之名省称一字例」がある。